

みどりの少年団育成要綱

平成25年1月4日制定

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人鳥取県緑化推進委員会（以下「委員会」という。）が、県下のみどりの少年団を育成し、その活動の強化を図り、もってその健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 みどりの少年団（以下「少年団」という。）とは、次代を担う子ども達が森林での学習活動、地域での社会奉仕活動、野外でのレクリエーション活動を通じて、自然を愛し、人を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした子ども達の自主的な団体をいう。

(事業)

第3条 委員会は、少年団の育成を図るため、次の事業を行う。

- (1) 少年団の育成及び指導
- (2) 少年団指導者の育成及び研修
- (3) 少年団の交流及び情報交換
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(登録)

第4条 少年団を新規に結成したときは、所定の申込書（別紙）を委員会市町村支部を経由して提出する。

(活動)

第5条 少年団は、次の活動を行う。

- (1) 学習活動
団員の年齢、学力などに応じた自然とのかかわりのもてる野外学習の実施
- (2) 奉仕活動
汗を流すことの尊さ、社会の一員としての自覚を養うため、緑の募金運動への協力、緑化行事への参加や公園の清掃等の実施
- (3) レクリエーション活動
自然とのかかわりの中で、いろいろな遊びを体験し、相互扶助の精神を養う集団活動の実施

(運営)

第6条 委員会は、鳥取県、鳥取県教育委員会、市町村、市町村教育委員会の協力を得て少年団の育成に当たる。

(経費)

第7条 少年団育成の事業に要する経費は、委員会が予算の範囲内で負担する。

(雑則)

- 1 この要綱は、平成25年1月4日から適用する。

別紙

登 録 申 込 書

年 月 日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
理事長 様

次のとおり、鳥取県みどりの少年団に登録したく申し込みます。

- 1 団 の 名 称
- 2 所 在 地
- 3 電 話 番 号
- 4 代 表 者 氏 名
- 5 結 成 年 月 日
- 6 結 成 目 的

印

7 団 の 構 成

指導者数	人						摘 要
団 員 数	4 年 生		5 年 生		6 年 生		
	男	女	男	女	男	女	
人	人	人	人	人	人	人	

- 8 育成会の有・無
 - (1) 名 称
 - (2) 所 在 地
 - (3) 代 表 者 氏 名
 - (4) 会 員 数

年度みどりの少年団活動収支予算書

収入の部

単位：円

区 分	金 額	備 考
育成費		
その他		
合 計		

支出の部

区 分	金 額	内 訳	備 考
合 計			

- (1) 緑化に関係しない支出は対象となりません。
・機械類、汎用性のある備品の購入は出来ません。(一輪車・ホース・スプリンクラー等)
- (2) 実績は計画に沿った内容でお願いします。
- (3) 変更になるときはご連絡ください。

みどりの少年団の結成状況調べ

年 月現在

みどりの少年団

住 所	〒
電話番号	
FAX 番号	
担当者名	
メールアドレス	
指導者数	人
団員数	6年生 人 5年生 人 4年生 人 (計 人)
団員内訳	1. 全校生徒 2. 一部 3. 委員会 ()
要望事項	

別紙2

年 月 日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会理事長 様

_____みどりの少年団
代表者

年度みどりの少年団育成事業の実施について（報告）

年 月 日付鳥緑委第 号で通知のあった 年度みどりの少年団
育成事業の実施について下記のとおり報告します。

記

- 1 活動実績報告書 別添のとおり
- 2 収支決算書 別添のとおり
- 3 領収書の写し
- 4 活動状況の写真添付
主だった活動状況の写真を数枚添付する。

年度みどりの少年団活動収支決算書

収入の部

単位：円

区 分	金 額	備 考
育成費		
その他		
合 計		

支出の部

区 分	金 額	内 訳	備 考
合 計			

- (4) 緑化に関係しない支出は対象となりません。
 ・機械類、汎用性のある備品の購入は出来ません。(一輪車・ホース・スプリンクラー等)
- (5) 実績は計画に沿った内容でお願いします。
- (6) 変更になるときはご連絡ください。